（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表国家公務員共済組合法施行令の項中「第六条の二の十二、第六条の二の十三、第六条の三の四及び」を「第六条の二の十三第一項、第二項及び第四項、第六条の二の十四、第六条の三の五並びに」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表第一号中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

附則第八条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

附則第九条第一項の表第一号中「平成二十五年三月」を「平成二十六年三月」に改める。

（国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条各号の表中

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

を

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六三
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六六
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六六
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九六六

に改める。

第三条（見出しを含む。）中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	○・九三七

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十七号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四十四条の二第五項及び第四十四条の三第四項並びに附則第二十四条の二第四項並びに同条第八項の規定により読み替えて適用する同法第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項並びに附則第二十四条の二第九項及び第二十四条の三第一項、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項及び第百二十五条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第十一項及び附則別表並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第四条第二項及び第七条第一項第二号の規定に基づき、並びに地方公務員等共済組合法を実施するため、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二十二の表第二十八条第三項第一号の項及び第二十六条の二十八の表第二十八条第三項第一号の項中「附則第三十条の二の二十、附則第三十条の四の四」を「附則第三十条の二の二十二、附則第三十条の四の五」に改める。

附則第三十条の二の十七の見出し中「障害状態にある者」を「者」に改め、同条中「から附則第三十条の四の四まで」を「、附則第三十条の四の四及び附則第三十条の四の五」に改める。

附則第三十条の二の二十の見出し中「障害状態にある者」を「者」に改め、同条中「法附則第二十四条の二第一項の請求をした日」及び「当該請求をした日」を「請求日」に改め、同条を附則第三十条の二の二十二とする。

附則第三十条の二の十九を附則第三十条の二の二十一とする。

附則第三十条の二の十八第一項中「同条第一項の請求をした日」の下に「（以下この条及び附則第三十条の二の二十二において「請求日」という。）」を加え、「当該請求をした日」を「請求日」に、「以下この条」を「第四項及び第五項」に改め、同条第三項中「法附則第二十四条の二第一項の請求をした日」を「請求日」に、「として法附則第二十四条の二第一項」を「として同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「法附則第二十四条の二第一項の請求をした日」を「請求日」に、「として法第七十九条第一項第二号」を「として同号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。